

高圧ガス保安法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律について
 ※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律＝液化石油ガス法

第 1 章 液化石油ガス法の概要

1. 液化石油ガス法の目的

液化石油ガス法は、一般消費者等に対する LP ガスの販売、LP ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、LP ガスによる災害を防止するとともに LP ガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的としています。

2. 液化石油ガス法の適用範囲

液化石油ガス法は、一般消費者等に対する LP ガスの販売、LP ガス器具等の製造・販売等について適用されます。

一般消費者等とは

- ・ LP ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者
- ・ LP ガスの消費の態様が、一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似しているもの

生活の用に供するとは

- ・ 調理、風呂、洗面、冷暖房等

生活の用に供する場合に類似しているものとは

- ・ 業務用の調理飲食の調理用
 - ・ 業務用（ホール等）の冷暖房用
- ※船舶、鉄道車両、航空機内のものは除く。

3. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法

(1) 液化石油ガス法と高圧ガス保安法の適用範囲

一般消費者等以外への LP ガスの販売は高圧ガス保安法が適用されます。

高圧ガス保安法が適用されるもの

* 学校等での授業用 * 窯業・陶芸用（趣味のものを含む） * 農業用（茶葉・たばこの乾燥用） * 水産業（干物、乾物等） * 酪農用（家畜の暖房用等） * かがり火 * 熱気球 * ボイラー点火用 * 野焼き（雑草の焼却） * 土の殺菌・改良等 * 歯科技工 * 溶接・溶断（熱切断） * 小型発電機用燃料 * 道路等の白線等焼き付け * ガス事業用（移動製造設備を含む） * 車両燃料（フォークリフト、LPG 自動車等）	等
--	---

使用形態による法の適用区分

	液化石油ガス法適用	高圧ガス保安法適用
給食センター 飲食物の調理	調理したものをその場で飲食 または 小売している場合	調理したものをその場で飲食 または小売していない場合

GHP・吸引式冷凍機	人間のための冷暖房に使用	工業用・農業用・酪農用に使用する冷暖房
温水プール	液化石油ガス法の適用	
コージェネレーション	排熱による温水を一般消費者等が使用している場合	①発電のみ使用 ②排熱による温水を工業用に利用している場合
温水ボイラー	温水を一般消費者等が使用している場合	温水を工業用に利用している場合

(2) 使用形態が混在するものの法律の適用範囲

ア 1つの供給設備から工業用と民生用の両方に供給している場合

「主たる用途により法律を適用する」ことになります。

(例)

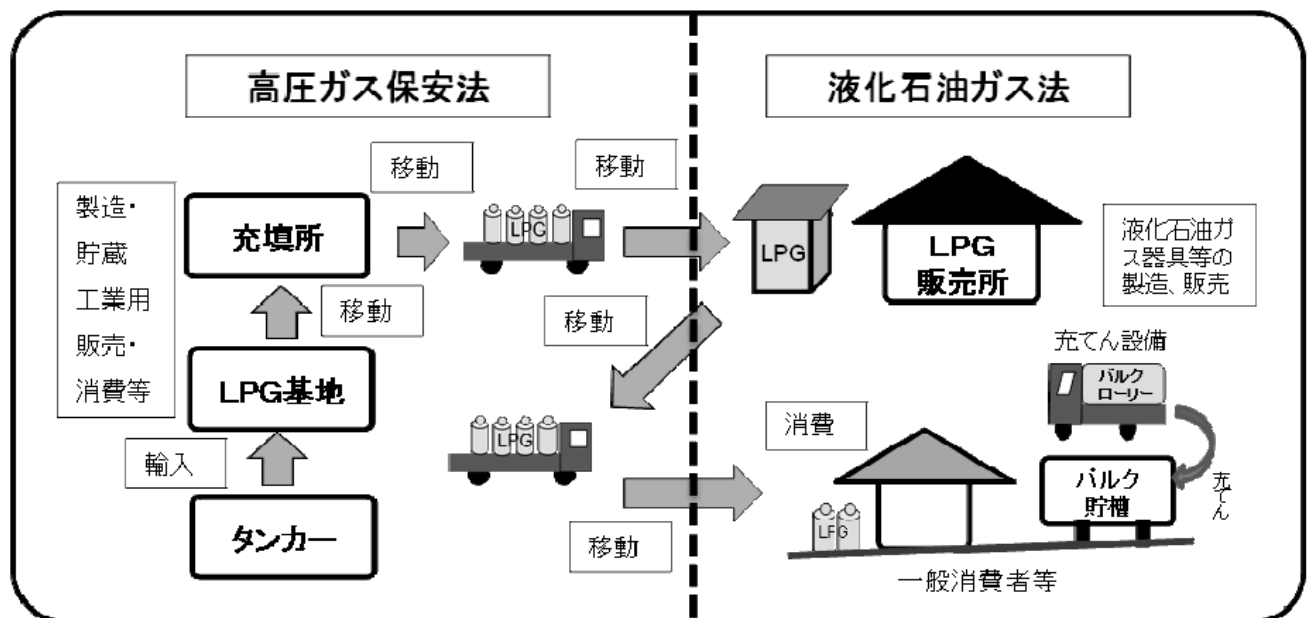
- ・事務所（民生用）が年間6トン>工業用が年間4トン＝液化石油ガス法
- ・事務所（民生用）が年間4トン<工業用が年間6トン＝高压ガス保安法

イ 供給設備が工業用と民生用（事務所等）で別系統の場合

「系統によりそれぞれの法律を適用する」ことになります。

- ・工業用に供給している系統は高压ガス保安法の適用
- ・民生用に供給している系統は液化石油ガス法の適用

(3) LP ガスに係る法の規制区分



(4) 高圧ガス関係の法体系

法律名	高圧ガス保安法
技術基準の体系	高圧ガス保安法(法律) 高圧ガス保安法施行令 高圧ガス保安法関係手数料令 一般高圧ガス保安規則 (一般則) コンビナート等保安規則 (コンビ則) 液化石油ガス保安規則 (液石則) 冷凍保安規則 (冷凍則) 容器保安規則(容器則) 特定設備検査規則(特定則) 告示: 施行令関係告示、製造細目告示、保安検査の方法を定める告示、容器細目告示、... 保安検査基準 ・高圧ガス保安協会 ・高圧ガスLNG協会
性能規定化の状況	省令、告示および通達で、性能規定化された形で技術基準およびその解釈を規定。 その上で、事業者の参考とするため、各技術基準にかかる例示基準を民間提案に基づき作成。高圧ガス保安協会においてKHKSとして管理。

法律名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
技術基準の体系	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 告示: ・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示 ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件 通達: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準
性能規定化の状況	省令、告示では、保安上要求される性能を規定。 通達で、技術基準を満たす具体的な仕様例を、JIS・民間規格等を引用する等して規定。

第2章 申請及び手続

1. 各種申請手続き

※法＝液化石油ガス法

手続き	内容	根拠条文
意見書交付	貯蔵施設の設置又は特定供給設備の設置、液化石油ガスの供給に関する意見照会	法第36条第2項
充てん設備許可	充てん設備を設置しようとする場合	法第37条の4第1項
充てん設備変更許可	充てん設備の所在地、位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとする場合	法第37条の4第3項 (法第37条の2第1項準用)
充てん設備完成検査	許可を受けた充てん設備が完成した場合	法第37条の4第4項 (法第37条の3第1項準用)
充てん設備保安検査	充てん設備の保安検査を受けようとする場合	法第37条の6第1項

2. 各種届出等手続き

手続き	内容	根拠条文
充てん設備変更	充てん設備の所在地、位置、構造、設備若しくは装置の軽微な変更をした場合	法第37条の4第3項 (法第37条の2第2項準用)
充てん設備完成検査受検	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合	法第37条の4第4項 (法第37条の3第1項ただし書準用)
充てん設備完成検査結果報告	協会又は指定完成検査機関が完成検査を行った場合	法第37条の4第4項 (法第37条の3第2項準用)
充てん設備保安検査受検	協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合	法第37条の6第1項ただし書
充てん設備保安検査結果報告	協会又は指定保安検査機関が保安検査を行った場合	法第37条の6第3項
液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事を行った場合	法第38条の3

3. 液化石油ガス設備工事届について

(1) 液化石油ガス設備工事届が必要となる対象工事

以下の供給対象施設・消費形態・貯蔵能力及び工事内容全てに該当する場合は届出が必要となります。

ア 供給対象施設

液石法施行規則第 86 条に定める施設又は建築物

- 1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- 3 貸席及び料理飲食店
- 4 百貨店及びマーケット
- 5 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅
- 6 病院、診療所及び助産所
- 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- 8 図書館、博物館及び美術館
- 9 公衆浴場
- 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- 12 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 消費形態

「液化石油ガスの主たる用途」が以下の消費形態（一般消費者等）であること。

- ・生活の用に供する一般消費者
- ・一般消費者に類似する者

暖房・冷房・飲食物の調理のための燃料として業務用使用する者

蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業に使用する者

（例：旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業等）

※該当しない者の例

溶接・溶断等の熱源として使用する者（工業用）

豚舎・牛舎等の暖房用燃料として使用する者（畜産用）

ビニールハウス内の暖房燃料として使用する者（農業用）

コインランドリー

ウ 供給設備の貯蔵能力

貯蔵能力が **500 kgを超えるもの**（特定供給設備を除く。）

貯蔵能力	貯蔵の方法		手続き先
	容器・バルク容器	貯蔵・バルク貯蔵	
300 kg未満	届出義務なし		
300 kg以上 500 kg以下	消防法に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届)		消防署に届出

500 kgを超え 1,000 kg未満	液化石油ガス設備工事届 (供給先が規則第 86 条に定める施設・建築物。これ以外の場合は消防法に基づく届出)	消防署に届出
1,000 kg以上 3,000 kg未満		
3,000 kg以上	特定供給設備設置許可申請	島根県への許可申請

エ 工事内容

工事の内容が次のいずれかであること。

- ・新設の工事
- ・変更の工事

供給管の延長を伴う工事

貯蔵設備の位置の変更を伴う工事

貯蔵量の増加を伴う工事

(2) 液化石油ガス設備工事届が不要なケース

以下に該当する場合の届出は不要です。

- ・貯蔵能力が 500 kg 以下の工事を行った場合
- ・既存の供給設備に追加や変更工事が無く供給業者のみが変更になった場合
- ・既存の供給設備を廃止する場合

(3) 液化石油ガス設備工事届に関する留意事項

液化石油ガス設備工事届が不要な場合の留意事項

- ・前記（１）のア～エに該当せず届出が不要であっても、300 kg 以上 3,000 kg 未満の貯蔵能力がある場合には、消防法の規定（消防法第 9 条の 3）により、消防署への届出が必要。

（例）設備工事届は不要であるが消防署への届出が必要なもの

学校において貯蔵能力 400 kg の設置工事

牛舎において貯蔵能力 800 kg の設置工事

- ・前記（１）イに該当する場合であって、貯蔵能力が特定供給設備に該当するもの（容器・バルク容器の場合は 3,000 kg 以上、貯槽・バルク貯槽の場合は 1,000 kg 以上）を設置又は変更する際には、島根県知事の許可（特定供給設備の許可）が必要。
- ・届出は、実際に当該設備の工事を行った設備工事事業者が届出してください。

お問い合わせ先

隠岐広域連合消防本部 予防課 危険物係

〒685-0025

隠岐郡隠岐の島町平 440 番地 1

TEL：08512-2-2307（予防課）

fax：08512-3-1191